

第8期定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

第8期

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

株 式 の 状 況
新 株 予 約 権 の 状 況
重 要 な 兼 職 の 状 況
監査役等の財務及び会計に関する相当程度の知見
責任限定契約の内容の概要
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
剰余金の配当等の決定に関する方針
連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sigmaxyz.com/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社シグマクス

会社の現況

1. 株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 72,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 20,217,600株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 4,345名 |

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	6,732,000株	33.3%
株式会社インターネットイニシアティブ	1,980,000株	9.8%
株式会社インテック	1,980,000株	9.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	707,000株	3.5%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	400,200株	2.0%
野村信託銀行株式会社（投信口）	277,000株	1.4%
日本証券金融株式会社	237,200株	1.2%
倉重英樹	199,600株	1.0%
シグマクシス従業員持株会	174,000株	0.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	135,300株	0.7%

（注）株式給付信託（J-ESOP）制度による信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する株式400,200株については、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権
発行決議日	平成25年8月27日
新株予約権の数	170個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	68,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	357円
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月29日 至 平成35年8月28日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

①新株予約権の行使に当たっては、当社の取締役又は従業員であることを要する。
但し、「新株予約権割当契約書」に記載の事由がある場合を除く。

②その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 役員の状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
倉重英樹	代表取締役会長兼社長	三菱商事株式会社 特別顧問 株式会社アダストリア 取締役
富村隆一	取締役副社長	株式会社新生銀行 取締役
清水照雄	取締役副社長	
田端信也	取締役	
占部利充	取締役	三菱商事株式会社 常務執行役員ビジネスサービス部門CEO
成田恒一	取締役	日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社 代表取締役副社長
菊池武志	取締役	株式会社インターネットイニシアティブ 専務取締役
平野尚也	取締役	株式会社インテック 専務執行役員
角南文夫	常勤監査役	
畑伸郎	監査役	
大久保丈二	監査役	

- (注) 1. 取締役占部利充氏、菊池武志氏及び平野尚也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役角南文夫氏及び大久保丈二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役角南文夫氏及び監査役畑伸郎氏は、財務及び会計部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役大久保丈二氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大久保丈二氏は、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(2) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人と当社との関係

- ・取締役占部利充氏は、三菱商事株式会社の常務執行役員であります。兼職先は当社の発行済株式の33.3%を保有する筆頭株主であります。当社は同社に対してコンサルティング・サービスの提供を行っております。
- ・取締役菊池武志氏は、株式会社インターネットイニシアティブの専務取締役であります。兼職先は当社の発行済株式の9.8%を保有する株主であります。
- ・取締役平野尚也氏は、株式会社インテックの専務執行役員であります。兼職先は当社の発行済株式の9.8%を保有する株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

氏名	取締役会における発言の状況	取締役会への出席状況
占部利充	三菱商事株式会社の常務執行役員ビジネスサービス部門CEOを務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席
菊池武志	株式会社インターネットイニシアティブの専務取締役を務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：10回中9回出席
平野尚也	株式会社インテックの専務執行役員を務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中11回出席

(社外監査役)

氏名	取締役会及び監査役会における発言の状況	取締役会等への出席状況
角南文夫	代表取締役CFO並びに常勤監査役としての実務を通じて培われた財務及び会計に関する高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席 監査役会：13回中13回出席
大久保丈二	大手監査法人の代表社員及びコンサルティング事業会社の常務取締役の経験を通じて、また公認会計士として培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席 監査役会：13回中13回出席

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（取締役との責任限定契約）

本契約締結後、本役員が会社法第423条に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定められる最低責任限度額を限度とする。

（監査役の責任免除）

本契約締結後、本役員が会社法第423条に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定められる最低責任限度額を限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

24,500千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,500千円

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額及び当該報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人より説明を受けた「監査及び四半期レビュー計画（平成28年3月期）」の内容、見積時間等により、その適正性、妥当性を検証し、同意いたしました。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会社法第337条第3項に定める欠格事由に該当する場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、効率性、指導性等を総合勘案し、当社の会計監査人として相応しくない場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要及び当該体制の運用状況は、下記のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議その他重要な会議の議事録、及びその他取締役の職務執行に係る文書を適切な状態で文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社は、文書管理に関する規程を制定し、主管部署を置くとともに、これらの文書又は電磁的媒体の管理・保存方法及び保存期間等について具体的に定める。

(運用状況)

文書管理規程に従い、各種重要会議体の議事録等を適切に記録・保存した。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務に伴うリスクについては当社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(運用状況)

リスク管理基本方針、リスク管理規程に従って、主管部署において対応するとともに、経営会議等において、リスク管理実施状況の報告・協議を行った。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で決定した毎年の事業計画に沿って各部署は当該年度の戦略及び実行予算を策定する。

(運用状況)

事業計画は、経営会議を経て取締役会で決議し、その内容は全社員に開示・徹底された。経営会議において計画と実績の差異分析がレビューされ、その要点が取締役に報告された。経営計数予測の手法についても経営会議等にて改善審議が継続された。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、取締役及び使用人が法令を遵守し、企業倫理に則った行動を取る企業風土の醸成を図るため、コンプライアンス組織・運営規程及びコンプライアンス行動指針を制定する。

- ② 当社は、法令遵守体制を実効性あるものとするため、取締役の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサーを選任し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社内におけるコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの統括の下、取締役及び使用人に対し法令遵守意識を浸透させるべく、コンプライアンス組織・運営規程及びコンプライアンス行動指針の周知徹底及び実施のため、研修の定期的実施等の活動を推進、管理する。
- ③ 当社は、公益通報制度に関する運用規程を制定するとともに、これに基づいて、法令違反又はコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に照らして疑義がある行為・事実について、使用人等が当社に対して直接情報提供する手段として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置して、公益通報制度を整備する。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(運用状況)

経営意思決定における法的適合性は、必要に応じ外部専門家と相談しつつ担保した。法令、定款、取締役会規則等に基づく職務権限規程が定められており、それによって運用された。

コンプライアンス行動指針が制定され、企業倫理ホットライン・外部弁護士事務所通報システムが運用されている。またコンプライアンス委員会等を開催し、運営をモニタリングしており、必要に応じて外部専門家と相談を行った。コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが経営執行者として統括し、重要事項は経営会議にて審議された。さらに全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。

また反社会的勢力とは一切の関係を持たないレビュープロセスを実行した。

- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、子会社・関連会社に関しては、当社子会社・関連会社ごとに当社内に管理担当部を定め、定量情報及び定性情報の把握、役職員派遣、議決権行使を通じて業務の適正を確保する。
 - ② 当社は、当社子会社の取締役及び使用人に対し、当社子会社の業務執行に係る重要事項に関して、報告又は当社の承認を得ることを求め、また、当社子会社について、当社による内部監査を実施する。
 - ③ 当社は、当社子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する公益通報制度への参加を求める。

- ④ 当社は、当社子会社の業務に伴うリスクについては、当社子会社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針・体制・手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(運用状況)

関係会社管理規程に基づき、株主総会での議決権行使、役員のパイプラインなどにより、モニタリングを行いグループのガバナンスを確保した。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な使用人を配置するものとする。

(運用状況)

監査役補助者を1名配置している。

- (7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令は監査役のみが行うとともに、その人事異動及び人事評価については、監査役の意見を聴取の上決定する。

(運用状況)

監査役補助者の評価は監査役の意見を加味して決定した。

- (8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役の出席する当社取締役会及び経営会議その他重要な会議において、自らの担当する職務の執行の状況を報告する。

② 当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンス組織・運営規程もしくはコンプライアンス行動指針に違反する行為等、当社及び当社子会社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、又は子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた場合、遅滞なく当社の監査役に報告を行う。

③ 前号により報告すべき者が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(運用状況)

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、内部監査定例会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人等と面談あるいは意見交換等を実施した。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社において速やかに処理する。

(運用状況)

監査役からの請求に基づき、適切に精算を行った。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役は、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、社内関係部署・会計監査人・子会社などと意見を交換する。

② 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役が当社及び当社子会社の事業の報告を求めた場合又は当社及び当社子会社の業務及び財務の状況を調査する場合は、これに協力する。

(運用状況)

監査役は、監査役会のほか、監査役情報共有会、内部監査定例会、会計監査人との協議会を通じて、社内関係部署、内部監査人、会計監査人等との連携及び必要な情報共有等を行い、財務報告の信頼性を含む監査の実効性を高めた。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開に備えるために必要な内部留保とのバランスを保ちつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

◎ 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- | | |
|------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 2社 |
| ② 連結子会社の名称 | (株)SXA
SIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD. |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------|---|
| ① 持分法適用の関連会社の数 | 3社 |
| ② 持分法適用の関連会社の名称 | (株)Plan Do See System
グローバルセキュリティエキスパート(株)
(株)ローソンデジタルイノベーション |

③ 持分法適用の範囲の変更

当連結会計年度から(株)ローソンデジタルイノベーションを持分法適用の関連会社を含めております。これは、当連結会計年度中に設立したことにより、関連会社に該当することになったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 重要な資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・満期保有目的の有価証券 | 原価法 |
| ・その他有価証券 | |
| 市場価格のないもの | 移動平均法による原価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産除く） 定率法
 - 主な耐用年数
 - 建物 15年～18年
 - 工具器具備品 2年～15年
- ・無形固定資産（リース資産除く）
 - 主な耐用年数
 - 自社利用のソフトウェア
 - 定額法 5年
 - 販売用のソフトウェア
 - 見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法
- ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

- ・株式給付引当金
 - 株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税等の処理方法
 - 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ・外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ・のれんの償却方法及び期間
 - のれんの償却は、5年で均等償却しております。

2. 会計方針の変更

・企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(追加情報)

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、平成27年5月8日付取締役会決議に基づき、「株式給付信託（J-ESOP）」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して当社株式を給付することにより、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。当社従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は当連結会計年度末199,855千円、また、株式数は当連結会計年度末400,200株であります。

・販売用ソフトウェアの償却方法

当社は、当連結会計年度において過年度から開発を進めてきた小売業向け店舗管理システムを完成させ、販売を開始いたしました。当社は、従来ソフトウェアの減価償却の方法は定額法によっておりましたが、販売目的のソフトウェアの減価償却の方法については、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用することといたしました。

・連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

・賞与引当金

当社は、従来期末における従業員に対する賞与支給見込額を賞与引当金として計上しておりましたが、当連結会計年度における給与規程の改定により報酬制度が一部変更されたため、賞与引当金は計上しておりません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 263,151千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 20,217,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成27年5月8日付取締役会決議

1) 配当金の総額	239,380千円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	12円
4) 基準日	平成27年3月31日
5) 効力発生日	平成27年6月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年5月6日付取締役会決議にて、次のとおり決定する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	242,611千円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	12円
4) 基準日	平成28年3月31日
5) 効力発生日	平成28年6月13日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (J-ESOP)」制度において、信託口が保有する株式に対する配当金4,802千円が含まれています。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる当社の株式の種類及び数
普通株式 185,600株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金については自己資金にて対応しております。余資については、安全性の高い金融資産にて運用しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	1,457,609	1,457,609	—
(2) 売掛金	1,135,174	1,135,174	—
(3) 有価証券	300,000	300,000	—
(4) 投資有価証券	201,135	201,473	338
(5) 買掛金	(353,158)	(353,158)	—
(6) 未払金	(484,048)	(484,048)	—

(※) 負債で計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券、(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額569,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 193円29銭

1株当たり当期純利益 17円23銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式給付信託（J-ESOP）」制度において、信託口が保有する株式（期末400,200株、期中平均287,056株）を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券	原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のないもの	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

主な耐用年数

建物

15年～18年

工具器具備品

2年～15年

② 無形固定資産（リース資産除く）

主な耐用年数

自社利用のソフトウェア

定額法 5年

販売用のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、平成27年5月8日付取締役会決議に基づき、「株式給付信託（J-ESOP）」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対して当社株式を給付することにより、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。当社従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は当事業年度末199,855千円、また、株式数は当事業年度末400,200株であります。

・販売用ソフトウェアの償却方法

当社は、当事業年度において過年度から開発を進めてきた小売業向け店舗管理システムを完成させ、販売を開始いたしました。当社は、従来ソフトウェアの減価償却の方法は定額法によっておりましたが、販売目的のソフトウェアの減価償却の方法については、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用することといたしました。

・連結納税制度の適用

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っています。

・賞与引当金

当社は、従来期末における従業員に対する賞与支給見込額を賞与引当金として計上しておりましたが、当事業年度における給与規程の改定により報酬制度が一部変更されたため、賞与引当金は計上しておりません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	263,151千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	139,624千円
② 短期金銭債務	26,228千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	537,823千円
営業費用	422,898千円
営業取引以外による取引高	44,858千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- ・当事業年度の末日における自己株式の種類 普通株式
- ・当事業年度の末日における自己株式の数 400,200株

(注) 「株式給付信託 (J-ESOP)」制度において、信託口が保有する株式を自己株式として表示しております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	259,715千円
その他	93,251千円
繰延税金資産小計	352,966千円
評価性引当額	△201,514千円
繰延税金資産合計	151,451千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)、「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は6,236千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は8,322千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	三菱商事 株式会社	被所有 直接 33.3	役務の提供	コンサルティングの提供 (注)	378,671	売掛金	31,129

- 1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
(注) 価格その他の取引条件は、提供するコンサルティングの内容を勘案して、交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社SXA	所有 直接 100.0	役務の提供 役員の兼務	バックオフィス業務の受託 (注1)	40,000	未収入金	3,599
子会社	SIGMAXYZ SINGAPORE PTE. LTD.	所有 直接 100.0	資金の提供	資金の貸付 (注2)	83,310	貸付金	83,310

- 1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
(注1) 価格その他の取引条件は、受託するバックオフィス業務の内容を勘案して、交渉の上決定しております。
(注2) 金利その他の取引条件は、市場金利を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 189円71銭

1株当たり当期純利益 13円31銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式給付信託（J-ESOP）」制度において、信託口が保有する株式（期末400,200株、期中平均287,056株）を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。